○国土交通省告示第千四百十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十二月十六日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大額川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

石川県金沢市高尾町

ウ　二四番三　一号から三号まで

二四番四　四号

二四番七　五号

二四番一　六号

石川県金沢市大額町

イ　一三番　七号から九号まで

一〇番一　十号

一〇番二　十一号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

笹尾

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線（標柱三号と四号については平成二十七年国土交通省告示第八百七十六号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線）及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

石川県羽咋市鹿島路町

セ　五二番　一号

壱九　一九番　二号

一八番一　三号

セ　二〇番　四号

五〇番二　五号

五〇番　六号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱七号から十二号までを順次結んだ線及び標柱七号と十二号を平成二十七年国土交通省告示第八百七十六号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

石川県羽咋市鹿島路町

セ　四二番一　七号

壱九　一五番一　八号から十一号まで

四番一　十二号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

赤倉谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

石川県七尾市吉田町

壱〇　一七番　一号及び二号

一八番　三号から五号まで

二七番三　六号

二七番二　七号及び八号

二七番一　九号

○国土交通省告示第千四百十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十二月十六日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

丸谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十八号までを順次結んだ線（標柱十号と十一号については、平成七年建設省告示第五百八十号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線）及び標柱一号と三十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

宮崎県都城市夏尾町

五七五四番一　一号及び二号

五七五九番八　三号

五七五五番　四号

五七八二番二　五号

五七七六番　六号

五七七八番　七号及び八号

霧島国有林二四〇林班　ハ小班　九号から十一号まで

五七九〇番一　十二号

五七八八番　十三号

六〇五九番　十四号

六〇五七番　十五号

六〇五六番　十六号

六〇四八番二　十七号から二十一号まで

六〇四九番二　二十二号

六〇五二番二　二十三号

六〇五二番乙　二十四号

六〇五三番　二十五号から三十号まで

六〇五三番一　三十一号及び三十五号

六〇六二番地先道路敷　三十二号及び三十三号

六〇六二番　三十四号

六〇六三番二　三十六号から三十八号まで

○国土交通省告示第千四百十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十二月十六日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

御池川

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を昭和四十三年建設省告示第百五十七号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

宮崎県西諸県郡高原町大字蒲牟田字越平

六六八六番一　一号

宮崎県西諸県郡高原町

長尾国有林二〇八三林班　い小班　二号から四号まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱五号から十四号までを順次結んだ線及び標柱五号と十四号を昭和四十三年建設省告示第百五十七号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

宮崎県西諸県郡高原町大字蒲牟田字祓川

六四四〇番三　七号から十一号及び十二号

六四四七番　十三号及び十四号

六四四七番地先道路敷

宮崎県西諸県郡高原町

長尾国有林二〇八三林班　ろ小班　五号及び六号

○国土交通省告示第千四百十七号

不動産特定共同事業法施行規則（平成七年大蔵省令第二号）第十七条の五第一項の規定により、登録証明事業の登録の更新を行ったため、同規則第十七条の十六第二号の規定により、公示する。

平成二十八年十二月十六日

国土交通大臣　石井　啓一

一　更新年月日　平成二十八年十月二十七日

二　登録番号　第一号

三　氏名又は名称　一般財団法人日本ビルヂング経営センター

四　住所　東京都千代田区大手町一丁目六番一号

五　法人である場合の代表者の氏名　櫻井　康好

六　登録証明事業を行う事務所の名称　一般財団法人日本ビルヂング経営センター

七　登録証明事業を行う事務所の所在地　東京都千代田区大手町一丁目六番一号

八　登録証明事業の名称　ビル経営管理士登録証明事業

九　登録証明事業を開始する年月日　平成二十八年十月二十七日

○国土交通省告示第千四百十八号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十一条の九の規定により、同法第五十一条の四第二項第三号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第五十一条の十九第二号の規定により、公示する。

平成二十八年十二月十六日

国土交通大臣　石井　啓一

一　登録番号　補・第5―㈢号

二　登録養成施設の名称　九州測量専門学校

三　変更後の学科又は学科に相当するものの名称

測量科、測量情報科、土木建設科、国際工学科

四　変更年月日　平成二十九年四月一日